準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十億二千七百八十五万五千九百十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月七日

掲載頁　三十一頁（号外第一二〇号）

平成二十九年七月二十一日

愛知県刈谷市一ツ木町五丁目一二番地九

株式会社盛田ホールディングス

代表取締役　盛田　高史

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億三千四百十二万九千五百六十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月十九日

掲載頁　五十九頁（号外第一三〇号）

平成二十九年七月二十一日

広島県東広島市安芸津町三津四四三二番地

日徳汽船株式会社

代表取締役　日浦　公徳

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年八月七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年九月十五日を引受けの申込期日とする募集株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年七月二十一日

東京都江東区青海二丁目七番四号一三〇一号室

株式会社シャトル

代表取締役　マルビンスキー・ロベルト・ジュン

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年八月十四日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十九年七月二十一日

東京都文京区後楽二丁目三番二一号

ＩＣＬ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表取締役　木下　久弥

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年八月八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもってその所有する株式一株を三株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年七月二十一日

東京都千代田区岩本町一丁目三番一号

株式会社ＡＯシステムズ

代表取締役　鈴木　啓允

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年七月二十一日

秋田県秋田市寺内字神屋敷二九五番地三七

トヨタカローラ秋田株式会社

代表取締役　伊藤　哲充

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年七月二十一日

秋田県秋田市川尻町字大川反二三三番地の七

秋田トヨペット株式会社

代表取締役　伊藤　哲充

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して単元株式数を千株とすることにいたしましたので公告します。

平成二十九年七月二十一日

兵庫県神戸市長田区若松町九丁目二番一三号

三陽株式会社

代表取締役　松岡　英和

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である村田貴士が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年七月二十一日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー

リンデンウッドツーエスリミテッド

日本における代表者　村田　貴士

限定承認公告

本籍東京都港区南青山一丁目二番、最後の住所東京都港区赤坂五丁目三番三―九〇三号

被相続人　亡　川野　真寛

右被相続人は平成二十九年三月十八日死亡し、その相続人は平成二十九年七月七日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十一日

東京都大田区田園調布五―二九―二五

相続財産管理人　川野　里美

限定承認公告

本籍東京都大田区西蒲田三丁目一番地、最後の住所東京都大田区蒲田三丁目三番二二号若竹荘二Ｆ

被相続人　亡　古谷　亨

右被相続人は推定平成二十九年三月三十日死亡し、その相続人は平成二十九年七月十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十一日

神奈川県横浜市都筑区中川六丁目一番一〇―五〇四号　限定承認者　長谷川久美子

限定承認公告

本籍愛知県豊川市金屋西町二丁目五番地、最後の住所愛知県豊川市金屋西町二丁目五番地

自衛隊官舎五棟三〇三号

被相続人　亡　山口　和也

右被相続人は平成二十八年十二月十二日死亡し、その相続人は平成二十九年七月七日名古屋家庭裁判所豊橋支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十一日

愛知県豊川市南大通四丁目四七番地の一

相続財産管理人　山口　功一

限定承認公告

本籍神戸市兵庫区湊町二丁目一九番地、最後の住所兵庫県明石市魚住町西岡一二三番地の九　パレス魚住一〇五号

被相続人　亡　近藤　護

右被相続人は平成二十九年三月二十日死亡し、その相続人は平成二十九年七月十三日神戸家庭裁判所明石支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

兵庫県明石市魚住町西岡一二三番地の九

パレス魚住一〇五号

相続財産管理人　近藤　貴之

限定承認公告

本籍岡山県津山市田熊一〇五〇番地、最後の住所兵庫県宝塚市雲雀ケ丘一丁目六番二三号

被相続人　亡　廣野　勝重

右被相続人は平成二十九年三月二十九日死亡し、その相続人は平成二十九年七月十一日神戸家庭裁判所伊丹支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十一日

兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町七番七号

相続財産管理人　廣野　隆信

限定承認公告

本籍宮崎県小林市野尻町東麓五七四八番地、最後の住所宮崎県宮崎市花山手東三丁目三七番地一

被相続人　亡　田畑　豊司

右被相続人は平成二十八年十一月十九日死亡し、その相続人は平成二十九年七月十日宮崎家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十一日

宮崎県宮崎市花山手東三丁目三七番地一

相続財産管理人　田畑　美子